

注：利水部会検討会のみ使用予定

淀川水系流域委員会  
第7回利水部会検討会（H15.10.12）  
第5回治水部会検討会（H15.10.12）  
資料 2 - 1 - 1

## 利水部会とりまとめ(案)

第25回委員会（9/30）にて意見書は下記の4部構成とすることが決まっております。本とりまとめ（案）は、「 」にあたります。

< 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成 >

河川整備の方針について

河川整備の内容について

計画策定における住民意見の反映について

部会意見（地域別部会、テーマ別部会）

# 利水部会とりまとめ(案)

## 1 基本的な考え方

従前、利水にあつては水需要増を前提に、また利水者・自治体等による用途別の水需要予測の積み重ねをもとに、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられている。こうした河川水への開発依存にあつては、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。また、ダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させる。

こうしたことを考えると、利水にあつても理念転換が必要である。これまでの「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」という考え方を、新たに「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要がある。

とりわけ琵琶湖・淀川水系にあつては琵琶湖総合開発事業をはじめとする水資源開発が実施され、利水の水量面での安定化はかなりはかられてきており、上記転換は可能であろう。

「基礎原案」では「4. 河川整備の方針」の「4.4 利水」の項において、その第1の項目に「水需要の抑制」をかけた、その具体化事項として水需要の抑制、水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直し、を盛り込んでいることは「提言」にある利水についての理念転換としての「水需要管理」の考え方に則り、その基本的内容を具体化するものであり、高く評価できるとともに、注目に値する。

しかし、原案に理念転換に根差した具体的整備方針を表しているにもかかわらず、基本的な理念転換の考え方が伝わってこない。それは「3. 河川整備の基本的な考え方」の項において、利水についての理念転換の考え方が明確にされていないからであり、かつ何のための「水需要抑制」であるのかということが明記されていないからであろう。

そこで、「3. 河川整備の基本的な考え方」の項の6. にかかげられている4つの項目の一つに、利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとし、水需要について厳格な確認、水利権の見直しと用途間転用、考えうる実行可能な節水対策を実施し、水需要の抑制・管理を進める。そのためにも水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する、との主体的な姿勢をかかげられたい。

## 2 各項目別の指摘事項

### (1) 水需要の抑制

#### 1) 水需要の抑制

- ・水需要の抑制を水需要の抑制・節水対策という項立が望ましい。

- ・すでに水利権審査の具体的内容に水需要抑制策が反映されていることを確認するとなっており、節水施策へ踏み込もうとしている。具体的に節水計画、節水目標の立案等を審査項目に取り入れ、それも審査対象にしてはどうか。
- ・利水者にとっては漏水防止につとめているが、あわせて施設の老朽化等維持管理を強化し、送水・浄水ロス率の改善につとめるべく働きかける。
- ・水需要管理協議会の場においても、日常的に節水施策を取り込むことを協議事項に入れる。
- ・河川水以外の未利用水源としての雨水、再利用、地下水をどのように活用するか、どの程度の効果があるのか、実施にあたっての節水技術・機器（現状と将来動向）制度、条例等について調査研究を行い、費用負担も視野に入れた水需要抑制に向かう方策を検討していくべきである。たとえば水事情がかなり異なっているが、福岡都市圏で取り組まれている節水施策、条例等は参考になる。
- ・水需要を抑制する努力に対して費用負担を負わせ、水需要を抑制しない行動に対しては費用負担上有利になるような費用負担制度を是正し、水需要抑制に向けたインセンティブが働くような経済負担、逓増料金体系等の仕組み、誘導策についても調査・検討していくべき。（仁連委員の提案を入れる）

## 2) 水需要の精査確認

- ・ダムに参画するところの精査確認は早急にすることだが、ただちに精査確認をするべきである。
- ・水需要の精査確認にあたっては、利水者に河川管理者が何故厳正に吟味しなければならないか、その理由を明確にし、河川管理者、利水者のお互いの理解と協力体制が必要である。その意味で水利権の公表は透明性が確保されるとともに、水需要の精査確認が水利権の見直しと用途間転用と相まってダムを適正な利水容量とすることが可能となり、利水の再配分計画が適切に行うことができ、既存水資源の有効利用と河川環境の維持・保全に寄与する。この整備効果は評価されるものであり推進されるべきである。
- ・水需要の精査確認にあたっては、利水者が的確な水需要の予測を行っているのかについて検討する必要がある。現状の水需要予測では、各パラメータの設定には過去の実績値が用いられる傾向があるが、それらだけでは需要抑制のための再利用や雨水利用への取り組み、節水の努力や技術の進展が反映できない。このような観点を取り入れた精査確認が必要である。従前の利水者の水需要を積み上げる方式ではなく、自らが流域全体の水需要を把握・予測する姿勢も持つべきである。

## 3) 水利権の見直しと用途間転用

- ・ここでは、水需要の精査確認をした上で新たな水需要に対して、その必要が認められれば、ダム等の新規水資源開発が必要かどうかを用途間転用すなわち「水融通の拡大」との関係で記述されるべきである。ここの「水利権の見直し」の表現は、通常の水利権更新の考え方のみであり、新規水資源開発の際の考え方が示されていない。
- ・用途間の転用はあくまでも新規水資源開発が必要かどうかを判断する際に、その前に、

水需要の精査確認を行って、新規水需要に対して、他の事業者等に余裕があればそれを融通するということである。転用の意義と目的を明確にすべきである。

- ・この水融通を円滑に行うために、転用のルールを提案するのがここで記載すべき具体的な整備内容のはずである。利水部会からその考え方のたたき台が示されているので、検討して河川管理者の「水需要管理」の姿勢を一層鮮明にする必要がある。
- ・用途間転用は転用元・転用先の調整が安定供給、費用負担を含めて協議されるのであろうが、具体的に大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道を取りあげ、河川管理者が自らその可能性を検討することは評価され、推進すべきである。望むらくは用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から農水への可能性も検討できないか。
- ・水利権更新案件に農水関連が多い。すでにふれているが、農水の利水実態把握、慣行水利権の許可水利権化にあつて農政との連携・協働をさらに進めるべきである。

#### 4) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

- ・既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図ることが新規水資源開発施設の抑制に結びつくとなれば望ましい方向である。
- ・取水実態をよりの確に把握した上でダムによる効率的な補給をはかることは当然であり、検討の上、実施されたい。
- ・既存水資源開発施設の容量の再編にあつては、水需要の精査・確認とあいまって、その必要性が十分検討される必要がある。また、一方の利水容量の再編が河川の流況と自然環境に及ぼす影響や、容量再編の規模、費用負担のあり方を含め、代替案比較等、十分検討する必要がある。
- ・少雨化傾向、水供給の実力低下、利水安全度の低下、渇水頻度の増大は一連の現象であるとの認識の下、それらの対応を安易にダムに頼ることなく、水量的には農水や下水処理水の還元水の存在（すでに考慮済みか）、実際に使っていない未利用水量あるいは容量があるとすればその活用、水需要の抑制による利水安全度の向上、既存のダムの効率的運用、治水等含めた水位管理の見直し等の施策も踏まえ、様々な代替案を検討すべきである。
- ・既存水資源開発施設の運用については、すでに既設ダム群の連携・統合運用につとめているが、さらにその実を高めるべく利水実態のキャッチアップや統合運用ルールの高度化につとめていただきたい。
- ・また、短時間降雨予測精度の向上に期待するところもあるが、下流河川の水環境保全に働きかけるフラッシュ操作等といったダムの弾力的運用も試行されたい。

#### (2) 渇水への対応

- ・緊急的な渇水時対応でなく、渇水時の被害を最小限に抑える対策として平常時の情報交換はもとより早い段階からの情報提供を行い、取水調整の円滑化をはかるとともに節水の呼びかけを行う。

- ・ 渇水の調整は、利水者と関係自治体と河川管理者が連携する、となっているが、“連携”のみではなく、流域住民が行動できるような体制づくりに向けて、河川管理者が“主体的に取り組みをすすめていただきたい。
- ・ 現行の取水実績に応じた渇水調整ルールでは、水を多く使用していたユーザーが、渇水時には優遇されることになり、平時からの水の抑制につながりにくい。また、提案にある各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた渇水調整方式では、利水者の困窮度を反映しないばかりか日常の取水実績以上の過大な水源施設への投資が行われることにつながるおそれがある（この部分、議論の必要があるか）。渇水調整のルールは、互譲精神に則り、水の融通性を高め、水の使用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りを行うべきで、そのための新たな渇水調整方式の確立が望まれる。
- ・ 森林の保水力を高めておくことも必要であり、たとえば利水者（関係自治体）の森林保全活動に応じて渇水時に取水制限を緩和するなど、水源涵養林等への河川管理者のかかわりを強めることはできないか。

### （３）渇水対策会議の改正を調整---水需要管理協議会

- ・ 渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議の開催をさらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策を含め、総合的に検討するための組織として水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とあわせ高く評価したい。調整が必要と思われるが新しい協議会への移行を進められたい。
- ・ 水需要管理協議会においては、森林の保全・育成についても活動あるいは検討事項とする。
- ・ 流域全体での期別ごとの利水関連の情報が一元管理され、協議会メンバーが情報共有できるようなモニタリング、情報共有システムの整備も必要である。
- ・ 水需要管理協議会における住民の参加は必要であり、参加のあり方については、住民参加部会での検討も参考にさらに検討をしてほしい。